

## SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則（令和2年7月30日施行）第12条第3項の規定に基づき、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

**第2条** 専門委員会の名称及びSAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

**第3条** 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

**第4条** 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会長が委嘱する。

(役員職務)

**第5条** 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 専門委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した専門委員及び書面により議決権を行使した専門委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

**第7条** この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が別に定める。

付 則

この規程は、令和3年7月19日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関する事 2 財務に関する事 3 広報に関する事 4 市民運動に関する事 5 観光・おもてなしに関する事 6 他の専門委員会に属さない事項に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
競技式典 専門委員会	1 競技運営に関する事 2 式典に関する事 3 施設整備に関する事 4 その他競技式典に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関する事 2 医事・衛生に関する事 3 その他宿泊衛生に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関する事 2 消防防災・警備に関する事 3 その他輸送交通に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事